

さとうきび増産基金事業補助金交付要綱

農林水産事務次官依命通知

	平成25年 2 月26日付け24生産第2829号
一部改正	平成26年 2 月 6 日付け25生産第2984号
一部改正	平成27年 3 月23日付け26生産第3109号
一部改正	平成27年 9 月30日付け27生産第1823号
一部改正	平成30年 3 月30日付け29政統第1970号
一部改正	平成31年 3 月27日付け30政統第1986号
一部改正	令和 2 年 3 月30日付け元政統第1623号
一部改正	令和 3 年12月14日付け 3 農産第2101号

(通則)

第1 さとうきび増産基金事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付については、さとうきび増産基金事業実施要綱（平成25年 2 月26日付け24生産第2826号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「適正化法施行令」という。）及び農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和31年農林省令第18号。以下「交付規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(目的)

第2 この補助金は、実施要綱第2に定める事業（以下「基金事業」という。）を実施するための補助金を交付し、実施要綱第4に定める基金管理団体（以下「補助事業者」という。）に基金を造成（以下「基金造成」という。）することを目的とする。

(交付の対象及び補助率)

第3 農林水産大臣（以下「大臣」という。）は、補助事業者が行う基金事業に要する経費について予算の範囲内で交付し、これに対する補助率は、別表に定めるところによる。

(基金の管理及び経費の流用)

第4 補助事業者は、造成した基金を管理するに当たって、さとうきび勘定及びかんしょ勘定を設け、実施要綱第2の1及び2の事業についてはさとうきび勘定において、実施要綱第2の3についてはかんしょ勘定において、管理するものとする。

2 補助事業者は、別表の区分欄に掲げる1から3までの事業の相互間における経

費の流用をしてはならない。ただし、農林水産省農産局長（以下「農産局長」という。）が認めた場合に限り、別表の区分の1の事業と2の事業の間で経費の流用を行うことができるものとする。

（申請手続）

第5 交付規則第2条の大臣が別に定める申請書類に関する事項は、別記様式第1号による申請書のとおりとし、補助金の交付を受けようとする者は、交付申請書を大臣に提出しなければならない。

2 前項に規定する申請書の提出期限は、大臣が別に通知する日までとする。

（交付決定の通知）

第6 大臣は、第5の1の規定による交付申請書の提出があった時は、審査の上、補助金を交付すべきものと認めたときは速やかに交付決定を行い、補助事業者に対しその旨を通知をするものとする。

（補助金の請求）

第7 補助事業者は、補助金の支払を受けようとするときは、別記様式第2号による支払請求書を大臣及び官署支出官（大臣官房予算課経理調査官）に提出しなければならない。

（基金造成の実績報告）

第8 交付規則第6条第1項の別に定める実績報告書は、別記様式第3号のとおりとし、補助事業者は基金造成を完了したときは速やかに実績報告書を大臣に提出しなければならない。

（補助金の額の確定等）

第9 大臣は、第8条の規定による報告を受けた場合には、実績報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る基金事業の実施結果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、補助金の額を決定し、補助事業者に通知するものとする。

2 大臣は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずるものとする。

3 前項の補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から20日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

（基金の取崩し及び基金事業の実施状況報告）

第10 補助事業者は、補助金により造成した基金を取り崩す場合、別記様式第4号により基金取崩計画書を作成し、あらかじめ農産局長の承認を得るものとする。

2 前項の承認を受けた基金取崩計画書について、次に掲げる取崩内容を変更しようとする場合は、別記様式第5号により基金取崩計画変更承認申請書を作成し、あらかじめ農産局長の承認を得なければならない。

(1) 別表に掲げる経費の配分及び事業の内容の変更

(2) 事業の中止又は廃止

3 農産局長は、前二項により基金取崩計画書又は基金取崩計画変更承認申請書の提出があった場合には、その内容を審査し、適当と認める場合には、補助事業者に基金取崩計画書又は基金取崩計画変更承認申請書の承認の通知を行うものとする。

4 補助事業者は、造成基金を取り崩した場合、別記様式第6号により基金取崩実績報告書を作成し、交付決定のあった年度の翌年度の6月末までに、農産局長に提出しなければならない。

5 補助事業者は、毎年度の上半期（4月から9月まで）及び下半期（10月から3月まで）の基金の管理状況を取りまとめ、別記様式第7号により基金管理状況報告書を作成し、各半期最終月の翌月末日までに農産局長に提出し、この内容について公表しなければならない。

（事業変更、中止又は廃止の承認）

第11 補助事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ別記様式第8号による変更承認申請書を大臣に提出しその承認を受けなければならない。

(1) 別表に掲げる経費の配分及び事業の内容の変更

(2) 事業の中止又は廃止

2 交付規則第3条第1号イ及びロに規定する大臣が定める軽微な変更は、別表の重要な変更の欄に掲げる変更以外の変更とする。

（事業遅延の届出）

第12 補助事業者は、基金事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合、又は基金事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに基金事業が予定の期間内に完了しない理由又は基金事業の遂行が困難となった理由及び基金事業の遂行状況を記載した書類を大臣に提出しなければならない。

（交付決定の取消し等）

第13 大臣は、次に掲げる場合には、第6の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又はこれを変更することができる。

(1) 補助事業者が、法令、本要綱に基づく大臣の処分又は指示に違反した場合

(2) 補助事業者が、補助金を基金事業以外の用途に使用した場合

(3) 補助事業者が、基金事業に関して、不正、事務手続の遅延、その他不適当な行為をした場合

- 2 大臣は、前項の規定による取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。
- 3 大臣は、前項の規定により補助金の返還を命ずる場合には、補助事業者に対して、年利10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。
- 4 2の規定に基づく補助金の返還及び前項の規定に基づく加算金の納付については、第9の3の規定を準用する。

(基金事業の経理)

- 第14 補助事業者は、基金事業についての帳簿を備え、基金事業以外の経理と区分して基金事業の収支及び支出を記載し、基金の使途を明らかにしておかなければならない。
- 2 補助事業者は、前項の収入及び支出について、その支出内容の帳簿及び証拠書類又は証拠物は、基金事業終了の年度の翌年度から起算して5年間整備保管しておかなければならない。
 - 3 補助事業者は、取得財産等について当該取得財産等の処分制限期間中、前二項に規定する帳簿等に加え、別記様式第9号の財産管理台帳その他関係書類を整備保管しなければならない。
 - 4 前3項に基づき作成、整備及び保管すべき帳簿、証拠書類、証拠物及び台帳のうち、電磁的記録により作成、整備及び保管が可能なものは、電磁的記録によることができる。

(基本的事項の公表)

- 第15 補助事業者は、基金の名称、基金の額、国費相当額、基金事業等の概要、基金事業等を終了する時期、基金事業等の目標、事業の採択に当たっての申請方法、申請期限、審査基準及び審査体制を基金造成後、速やかに公表しなければならない。

(他用途使用の禁止)

- 第16 基金は、基金事業以外の用途に使用してはならない。

(基金から助成金等を交付する場合に事業実施主体等に対して付すべき条件)

- 第17 補助事業者は、基金から実施要綱第2に定める事業実施主体（以下「事業実施主体」という。）等に対して助成金等を交付するときは、本要綱第14、第16の規定に準ずる条件のほか、次に掲げる条件を付さなければならない。

- (1) 事業実施主体等は、基金事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、基金事業の運営上、一般の競争に付すことが困難又は不適當である場合は、指名競争に付し、又は随意契約をすることができる。
- (2) 事業実施主体等は、(1)により契約をしようとする場合は、当該契約に係る一般の競争、指名競争又は随意契約（以下「競争入札等」という。）に参加しようとする者に対し、別紙様式第10号による指名停止等に関する申立書の提出を求め、当該申立書の提出のない者については、競争入札等に参加させてはならない。
- (3) 事業実施主体等は、補助対象経費により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、基金事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、基金事業交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。
- ア 取得財産等を処分することにより、収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部又は一部を国に納付させることがある。
- (4) 取得財産等のうち適正化法施行令第13条第4号の大臣が定める機械及び重要な器具は、1件当たりの取得価格又は効用の増加価格が50万円以上の機械及び器具とする。
- ア 適正化法第22条に定める財産処分を制限する期間は、交付規則第5条に規定する処分制限期間（以下「処分制限期間」という。）とする。
- イ 事業実施主体等者は、処分制限期間中において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ農産局長の承認を受けなければならない。
- ウ 前項の承認については、(3)のアの規定を準用する。

（電子情報処理組織による申請等）

- 第18 補助事業者は、第5第1項の規定による交付の申請、第7の規定による補助金の請求、第8の規定による基金造成の実績報告、第10の規定による基金の取崩計画承認又は変更承認の申請、基金の取崩しの実績報告及び基金の管理状況報告並びに第11の規定による事業の内容の変更又は事業の中止若しくは廃止の申請（以下「交付申請等」という。）については、当該各規定の定めにかかわらず、農林水産省共通申請サービス（以下「eMAFF」という。）を使用する方法により行うことができる。ただし、eMAFFを使用する方法により交付申請等を行う場合において、本要綱に基づき当該交付申請等に添付すべきとされている書類について、当該書類の一部又は全部を書面により提出することを妨げない。
- 2 補助事業者は、前項の規定により交付申請等を行う場合は、本要綱の様式の定めにかかわらず、eMAFFにより提供する様式によるものとする。

- 3 大臣又は農産局長は、第1項の規定により交付申請等が行われた補助事業者に対する通知、承認については、補助事業者が書面による通知等を受けることをあらかじめ求めた場合を除き、eMAFFを使用する方法によることができる。
- 4 補助事業者が第1項の規定によりeMAFFを使用する方法により交付申請等を行う場合は、eMAFFのサービス提供者が別に定めるeMAFFの利用に係る規約に従わなければならない。

附 則

この通知は、平成26年2月6日から施行する。

附 則

- 1 この通知は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 この通知による改正前の甘味資源作物安定生産体制緊急確立事業推進費補助金交付要綱の規定に基づき行われた事業の取扱いについては、なお従前の例による。

附 則

この通知は、平成27年9月30日から施行する。

附 則

この通知は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この通知は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この通知は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この通知は、令和3年12月14日から施行する。

別表（第３、第４の２及び第11関係）

勘 定	区 分	経 費	国庫補助率	重 要 な 変 更
さとうきび 勘定	1 さとうきび自然災害被害対策事業	実施要綱第２の１のさとうきび自然災害被害対策事業に要する経費	定額	補助事業の中止又は廃止
	2 国内産糖自然災害影響緩和対策事業	実施要綱第２の２の国内産糖自然災害影響緩和対策事業に要する経費	定額	補助事業の中止又は廃止
かんしょ勘定	3 かんしょ重要病害虫被害対策事業	実施要綱第２の３のかんしょ重要病害虫被害対策事業に要する経費	定額	補助事業の中止又は廃止